

第 18 回教育委員会

平成 29 年 8 月 2 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第103号 校長裁量拡大特例校（スーパーリーダーシップ特例校）の特例制度に
ついて

校長裁量拡大特例校（スーパーリーダーシップ特例校）の特例制度について

校長裁量拡大特例校（スーパーリーダーシップ特例校、以下「特例校」という。）の特例を次のように定める。

1 趣旨・目的

平成 29 年 3 月に策定された大阪市教育振興基本計画において、施策を実施するにあたって基本となる視点に、「課題と成果の見える化」と「支援の重点化」を掲げ、客観的・経年的に行われる検証、評価により見える化された学校園や個人の特性・状況に応じて、一律ではなく、多面的な支援を行う必要性が示された。

このためには、日々子どもたちと接する学校現場において、その状況に応じた取組みを柔軟に企画し、実施できることが理想的であるが、これを限られた人的・物的資源の中で、実施していくため、一定の学校について、学校現場のリーダーシップを格段に強化し、学校力を飛躍的にアップする特例校として選定し、柔軟な取組みを展開することで、学力等の課題解消を図るとともに、施策や学校への支援のあり方について研究する学校とする。

この目的を達成するため、校長の権限を強化する特例的な仕組みや、校長又は教職員の企画力や意欲向上につながる支援や仕組みを構築する。

2 特例の対象となる学校

特例の対象となる学校については、学力等の向上に重点的に取り組む学校の中から、特定の地域に偏在しないよう、地域バランスを考慮して、教育長が指定する。

3 校長の裁量を拡大する特例

特例校の校長の権限について、以下の各号の特例を設ける。

- (1) 校長経営戦略支援予算について、一般の市立学校とは別枠で、特別枠を設定し、校長のリーダーシップによる学校力アップを支援する。
- (2) 各学校に配当されている予算について、校長が予算面において十分なマネジメントを発揮することができるよう、予算執行の自由度を高める工夫を図る。
- (3) 教職員人事については、教員公募制度・教員希望転任制度（F A 制）を最大限活用するとともに、校長と緊密に意見を交換するなどにより、校長の意見どおりの人事を実現できるよう措置を講じる。

4 企画力や意欲の向上につながる特例・支援

特例校が児童生徒の実情に応じた取組みを実践できるように、次のような特例を設け、支援を行う。

- (1) 校長から教育課程の特例を求める要望がある場合は、教育委員会は、文部科学省の教育課程特例校の指定（学習指導要領等の国の基準によらない教育課程の編成・実施を認める制度）に申請するものとする。その場合、申請内容は、基本的に校長又は教職員のアイデアとそれに基づく校長の判断を尊重することとし、教育委員会は申請が通りやすくするための助言・支援に力を尽くすものとする。
- (2) 教職員組織が企画力に富み、意欲あふれるものとなるために、マネジメント機能の強化及び各教職員が力を発揮できるチーム体制の構築が必要であるため、教育委員会において、専門スタッフ・補助スタッフ等の任用を可能とする予算を措置するとともに、必要に応じて派遣を行う支援を構築する。
- (3) 特例校の校長については、「複数の組織の業務を総括する職その他人事室長が定める特に重要な職」に相当する職と位置づけ、管理職手当区分3種甲（81,000円（再任用職員にあつては、58,000円））を適用する。
- (4) 特例校の校長は、本市の校長及び校長選考合格者（任期付校長を除く。当該年度の合格者を含む。）を対象として募集する。
その選考は、書類選考及び面接選考とし、応募者に限り特例校の名称と課題を示し、応募者が希望する学校の課題解消に向けた目標や取組内容を問うものとする。
校長の在任期間は3年間とし、その間は原則、他校に異動しないものとする。ただし、本人の申請を受け、教育委員会の選考を経て、在任期間をさらに3年間（最長で再任用期間満了まで）延長することがあるものとし、選考は次項の実績評価をもとに、面接結果を勘案して審査する。

5 目標設定と実績評価

校長は、教育委員会と協議のうえ、校長の在任期間（3年間）中に学力を向上させる目標を設定し、任期中の目標達成度を中心に自己評価を行う。

教育委員会は、校長の自己評価をもとに実績評価を行う。